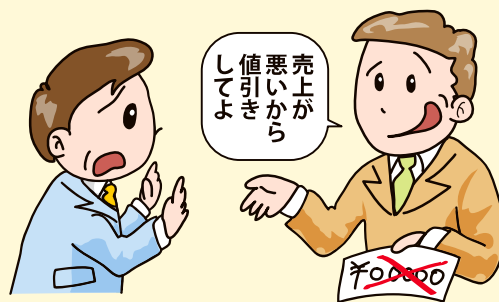


# あなたの抱える取引に関するそのお悩み、 **下請法** 違反かもしれません！



発注書面の不交付



下請代金の減額



下請代金の支払遅延



買ったとき

## こんなときは…

- ❑ 発注を受けるときはいつも口頭
- ❑ 代金を支払日に払ってもらえなかった
- ❑ 注文を受けた後に値引きされた
- ❑ 原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた …など

まずはお近くの  
**商工会議所・商工会**に御相談ください！

# 1 下請法

- 下請法は、下請取引の公正化を図り下請事業者の利益を保護するための法律です。
- 下請法の対象となる下請取引は①取引の内容と②事業者の資本金(出資金を含みます)の両面から定められています。

物品の製造委託・修理委託  
情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	下請事業者
3億円超	3億円以下(個人含む)
1千万円超3億円以下	1千万円以下(個人含む)

情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	下請事業者
5千万円超	5千万円以下(個人含む)
1千万円超5千万円以下	1千万円以下(個人含む)

- 下請法に違反している親事業者に対しては、**勧告・指導**が行われます。勧告の場合、親事業者の会社名等が公表されます。
- 公正取引委員会は、勧告や指導により、親事業者の違反行為をやめさせたり、下請代金の減額分を下請事業者に対して返還させるなどしています。

# 2 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局  
〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1  
中央合同庁舎第6号館B棟  
・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課  
・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課	☎ 011-231-6300
東北事務所・総務課	☎ 022-225-7095
中部事務所・総務課	☎ 052-961-9421
近畿中国四国事務所・総務課	☎ 06-6941-2173
中国支所・総務課	☎ 082-228-1501
四国支所・総務課	☎ 087-811-1750
九州事務所・総務課	☎ 092-431-5881
内閣府沖縄総合事務局・公正取引室	☎ 098-866-0049



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



こちらも  
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」  
~独占禁止法相談ネットワーク編  
~優越的地位の濫用編  
~組合適用除外編